

【令和元年台風第19号災害関係】角田市からのお知らせ（第8号）

令和元年 11月 14日

角田市災害対策本部（電話 0224-63-2123）

新しい掲載内容(変更含む)は、**太字**で表示しています。

<p>①緊急小口資金特例貸付の申請について</p> <p>角田市社会福祉協議会 (☎63-0055)</p>	<p>◆台風第19号の災害により被災された方を対象に緊急小口資金の貸付をしています。貸付を希望される方は角田市社会福祉協議会で申請してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付期間：令和元年11月11日から当面の間 ・受付時間：平日 午前10時から午後4時(土日、祝日は受付しません) ・受付場所：角田市総合保健福祉センター(ウエルパーク) 1階 相談室3 ・貸付対象者：台風第19号で被災され、り災証明書または被災証明書の提出可能な方(生活保護世帯は貸付対象外です) ・貸付金額：一世帯一回限り 10万円(条件により20万円の貸付も可能) ・申請に必要な物 <ul style="list-style-type: none"> ①申請者の身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、住民票等) ②印鑑(印鑑がない場合拇印も可) ③申請者の預金通帳またはキャッシュカード ④り災証明書(原本)または被災証明書(貸付決定後の提出も可) <p>・貸付金の交付方法：借入申請者が指定する金融機関に宮城県社会福祉協議会より送金</p> <p>※ 角田市社会福祉協議会は貸付の申込を受付ける窓口となり、貸付の可否については宮城県社会福祉協議会が決定しますのでご了承願います。</p>
<p>②応急仮設住宅の入居申込受付について</p> <p>都市整備課 (☎63-0138)</p>	<p>◆自らの資力で住居を確保することができない場合、宮城県が実施する応急仮設住宅の入居申込を受け付けております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被災要件：浸水被害を受けた住居の方(床上1m未満の浸水被害を受けた住居の方も該当。ただし床下浸水被害は対象となりません。) ②資産要件：被災した住居以外に自己所有の住居(別荘等)を保有していない方。 <p>※仮設住宅の種類：賃貸型応急住宅(アパート借り上げ等)</p> <p>※申込の際、該当する方には市から物件情報等を提供します。宅地建物取引業者(不動産業)に直接、問い合わせてください。また、手続きに「り災証明書」が必要となります。申請がまだの方は申込みの際に、別途申請をお願いします。ただし、り災証明書の内容が被災要件を満たさない場合は不許可となることがあります。</p>
<p>③住宅の応急修理について</p> <p>都市整備課 (☎63-0138)</p>	<p>◆台風第19号より被災した住宅について、日常生活に必要な最小限の部分を業者に委託して応急修理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象世帯：下記の①と②を満たす世帯です。 <ul style="list-style-type: none"> ①り災証明書で半壊、大規模半壊又は一部損壊(損害割合10%~20%未満)いずれかの判定の住宅被害を受けた者 ②応急仮設住宅を利用しない世帯 <p>※半壊及び一部損壊は、自らの資力で修理を行うことが出来ない方が対象です。</p> <p>※全壊でも対象となる場合があります。</p> <p>※申請前に修理に着手している場合でも対象扱いにできるようになりました。</p> <p><u>ただし、修理業者に修理代金を支払い済みの場合は対象となりません。</u></p> <p>※その他制度詳細は、都市整備課までお問い合わせください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○限度額：1世帯あたり59.5万円(一部損壊は30万円) ○修理完了期限：令和元年12月11日(水)
<p>④災害ごみの戸別回収について</p> <p>生活環境課 (☎63-2118)</p>	<p>◆台風第19号に伴う災害で出た粗大ごみ等を自宅から運搬できない方には、敷地内に仮置きをお願いしていましたが、現在、戸別回収を行政区ごとに順次実施しています。市が委託した業者が回収に伺います。行政区ごとの回収期間等は別途通知しますので、家の道路ぎわに出してください。回収の際は立ち会いをお願いします。立ち会いができない場合は、「災害ごみ」と表示してください。</p>
<p>⑤稲わら、営農再開に向けた支援事業について</p> <p>農林振興課 (☎63-2119)</p>	<p>◆農地等に堆積した稲わらの処分について、国・県・地区などと検討しております。大量に圃場に堆積した稲わらを処分する場合は、助成の対象になる場合がありますので、農林振興課までご相談ください。</p> <p>◆営農再開に向けた支援事業が農林水産省のホームページに掲載されましたが、農業用施設や機械等の事業を活用するには、再建を行う前に被害状況の把握が必要となりますので、写真等による記録が必要となります。詳細につきましては、農林振興課までご相談ください。</p>
<p>⑥稲わらの焼却について</p> <p>農林振興課 (☎63-2119)</p>	<p>◆圃場にある稲わらが燃え広がる火災が多発しております。一般的には、土壌改良、害虫駆除等の営農目的で野焼きを行うことは認められていますが、大量に・人家の近く・そして夜間に燃やすことは絶対にやめてください。</p> <p>やむを得ず野焼きを行う場合は、少量ずつ、完全に消火するまで人が付くなどして、角田消防署(☎63-1011)に連絡を入れて行うようにしてください。</p>

<p>⑦農地災害復旧事業について 農林振興課 (☎63-2119)</p>	<p>◆農地が被害を受けた場合、農地災害復旧事業に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当要件：1カ所の工事の費用が40万円以上 ・申請者には事業費の一部を負担いただきます。 ・ご相談いただく際は、被害状況を確認できる写真等をお持ちください。 ・申請期限：令和元年11月20日(水) 																																
<p>⑧市税の納期限の延長について 税務課 (☎63-2114)</p>	<p>◆「台風第19号の暴風雨による災害」の被災状況に鑑み、市税(市県民税、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税)について、令和元年10月31日(木)から令和元年12月10日(火)までの間に到来する納期限を令和2年1月6日(月)まで延長しております。このことにより、<u>市税の各種減免の申請期限も令和2年1月6日(月)までとなります。</u></p> <p>なお、市税及び保険料の各種減免手続きにつきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。</p> <p>また、被災された方への納税相談も実施しておりますので、別途ご相談ください。</p>																																
<p>⑨上下水道料金の減免について 水道事業所 (☎63-0135) 下水道課 (☎63-2121)</p>	<p>◆台風第19号に伴う大雨により浸水被害を受けた方で、り災証明書の手続きを終えた方を対象に上下水道料金について、家屋の清掃等に水道水を使用した水量(5㎡までの)減免を予定しています。</p> <p>なお、減免手続きにつきましては、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。</p>																																
<p>⑩図書館の本等の返却について 図書館 (☎63-2223)</p>	<p>◆10月29日より通常通り開館し、現在、貸出し資料(図書、DVD、CD、雑誌)の被害による被害状況を確認しております。10月13日以前に資料を借りられた方で下記に該当する方は、資料のご返却または図書館へのご連絡をお願いします。</p> <p>【10月13日以前に借りた資料をお持ちの方】</p> <p>通常通りご返却ください。(返却ポスト可)資料に汚れや破損がある場合は、本館カウンターに「汚破損届」と一緒にご提出ください。</p> <p>【資料を紛失してしまった方】</p> <p>本館カウンターに「紛失届」をご提出ください。</p> <p>【都合により来館できない方】</p> <p>電話で、資料の状況についてお知らせください。</p> <p>※「汚破損届」「紛失届」は本館カウンターにありますので、お声掛けください。</p>																																
<p>⑪角田市学校の適正規模等に関する基本構想(中間案)説明会について 教育総務課 (☎63-0130)</p>	<p>◆角田市学校の適正規模等に関する基本構想(中間案)の説明会日程については、去る10月1日の文書配布の際に「概要版」とともに全戸配布でお知らせしておりましたが、令和元年台風第19号の影響により一部の日程を延期しておりました。</p> <p>下記により再開いたしますので是非多くの方のご出席をお願いいたします。</p> <p>なお、この基本構想(中間案)に対するパブリックコメントの期間は、11月末日まで延長しています。</p> <table border="1" data-bbox="376 1205 1465 1630"> <thead> <tr> <th>月 日(曜)</th> <th>時 間</th> <th>場 所</th> <th>主な対象の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月18日(月)</td> <td>午後7時～</td> <td>枝野自治センター</td> <td>枝野地区の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月20日(水)</td> <td>午後7時～</td> <td>西根小学校英語活動室</td> <td>西根小学校の保護者の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月21日(木)</td> <td>午後6時30分～</td> <td>北角田中学校会議室</td> <td>北角田中学校の保護者の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月22日(金)</td> <td>午後7時～</td> <td>桜自治センター</td> <td>桜小学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月25日(月)</td> <td>午後7時～</td> <td>藤尾自治センター</td> <td>藤尾地区の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月26日(火)</td> <td>午後7時～</td> <td>西根自治センター</td> <td>西根地区の皆様</td> </tr> <tr> <td>11月27日(水)</td> <td>午後6時30分～</td> <td>角田市市民センター 田園ホール</td> <td>角田小・横倉小・角田中学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆上記以外の地区等については、既に説明会を終えています。参加できなかった方は、11月27日(水)の説明会へご出席ください。</p> <p>※この基本構想(中間案)の全文は、角田市教育委員会教育総務課(角田市役所東庁舎4階)で閲覧できるほか、市ホームページに掲載しています。</p>	月 日(曜)	時 間	場 所	主な対象の方	11月18日(月)	午後7時～	枝野自治センター	枝野地区の皆様	11月20日(水)	午後7時～	西根小学校英語活動室	西根小学校の保護者の皆様	11月21日(木)	午後6時30分～	北角田中学校会議室	北角田中学校の保護者の皆様	11月22日(金)	午後7時～	桜自治センター	桜小学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様	11月25日(月)	午後7時～	藤尾自治センター	藤尾地区の皆様	11月26日(火)	午後7時～	西根自治センター	西根地区の皆様	11月27日(水)	午後6時30分～	角田市市民センター 田園ホール	角田小・横倉小・角田中学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様
月 日(曜)	時 間	場 所	主な対象の方																														
11月18日(月)	午後7時～	枝野自治センター	枝野地区の皆様																														
11月20日(水)	午後7時～	西根小学校英語活動室	西根小学校の保護者の皆様																														
11月21日(木)	午後6時30分～	北角田中学校会議室	北角田中学校の保護者の皆様																														
11月22日(金)	午後7時～	桜自治センター	桜小学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様																														
11月25日(月)	午後7時～	藤尾自治センター	藤尾地区の皆様																														
11月26日(火)	午後7時～	西根自治センター	西根地区の皆様																														
11月27日(水)	午後6時30分～	角田市市民センター 田園ホール	角田小・横倉小・角田中学校の保護者の皆様及び学区内の地域の皆様																														
<p>⑫広報かくだ11月号“休日当番医”の訂正について 総務課 秘書広報係 (☎63-2191)</p>	<p>◆広報かくだ11月号23ページに掲載している休日当番医の電話番号等に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。(下線の内容が正しいものです)</p> <p>11月17日(日) 吉田歯科医院(角田市)(☎62-2130) 安藤歯科医院(大河原町)(☎53-2348)</p> <p>11月23日(土) 千木良デンタルクリニック(白石市)(☎26-1131) 飯淵歯科医院(柴田町)(☎56-1026)</p> <p>※台風第19号の影響により、休日当番医が変更になる場合がありますので、最新の情報は市ホームページにてご確認ください。</p>																																